

○過積載車両に係る指示

(第 19 条第 1 項)

改正 令和 4 年 3 月 25 日 令和 5 年 3 月 16 日

処分基準

令和 5 年 3 月 16 日作成

法令名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条項	第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 58 条の 4
処分の概要	過積載車両に係る指示
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	<p>「過積載を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないとき」とは、自動車運転代行業者が、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過積載が行われたと認められるような場合であり、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車運転代行業者が、運転者に対して過積載運転行為を行わせる積極的な意思の下に、使用する車両にさし柵を装着したり、交通反則金支払いの肩代わりを約束したりなど、過積載違反を誘発するような行為をしていた場合 ・ 自動車運転代行業者が使用する同一又は複数の車両により、1 年間に 2 回の過積載違反が行われたような場合 <p>などである。</p>
問い合わせ先	交通部交通指導課企画指導係